

議 事 録

|          |   |      |     |
|----------|---|------|-----|
| 会 議 名    | 令和5年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会  |      |     |
| 開催日時     | 令和5年5月25日(木)午後1時30分から   | 開催形態 | 公 開 |
| 開催場所     | 寒川町民センター 3階講義室  |      |     |
| 出席委員     | 農業委員<br>会長：8番 磯川 浩<br>委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝<br>5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝<br>計7名<br>農地利用最適化推進委員<br>南部地区 小島新弥 北部地区 大久保泰明<br>計2名  |      |     |
| 欠席委員     | 農業委員：4番 中村 基寛<br>農地利用最適化推進委員：中部地区 相原善久  |      |     |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳  |      |     |
| 傍聴人      | 無   |      |     |
| 議 事      | 日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について<br>日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について<br>日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について<br>日程 第4 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について<br>日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について<br>日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について<br>日程 第7 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務状況の公表(案)について   |      |     |
| 会議の概要    | 会 長：ただ今から、令和5年 第5回定例総会を開会いたします。欠席委員は4番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が2名出席しています。本日の議事録署名人に、3番と5番を指名いたします。<br>会 長：初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。<br>事務局：(議案番号34号を朗読)<br>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地1筆で、転用事業の内容は貸車両置場です。近隣に事業所がある中古自動車販売業者が、事業拡大により現在使用している車両置場が手狭となっていることから、当該地を借用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。<br>会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。<br>3 番：5月17日事務局職員と現地確認をしました。当該地は住宅、道路、緑道に囲まれています。一般中古車両の置き場ということで、大型車の出入り等 |      |     |

もなく、他の農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。  
会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号34号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、議案番号35号及び、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号36号の2件を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号35・36号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある農業振興地域内農地2筆で、転用事業の内容は2筆合わせて貸駐車場として利用する計画です。近隣に事業所がある電子部品製造業者が、現在賃貸契約している駐車場が貸主の都合により使用できなくなることから、事業所に近い当該地について位置図西側部分の議案番号35号申請地所有者に借用したいと要望があったため、所有者が申請地を自ら転用するものです。また、当転用事業については当該地の西側宅地及び東側農地と一帯で整備する計画であります。東側農地は所有者が異なることから、自身の所有農地については、議案番号35号「農地法第4条の規定による許可申請」にて申請人として、東側隣地の所有者が異なる農地については議案番号36号「農地法第5条の規定による許可申請」にて譲受人として、各筆合わせて一帯で貸駐車場として整備します。当該申請者かつ譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、2筆ともに第3種農地です。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

1 番：5月16日事務局職員と現地確認をしました。当該地は、それぞれの隣地である資材置場及び宅地が農地転用された際の残地であり、細長い形状であることから農地としては利用しづらい土地です。他の農地への影響もないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号及び36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号35号及び36号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号37号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地2筆で、転用事業の内容は駐車場です。近隣の運送事業者が事業拡大により

本社敷地内にある駐車場が手狭となったことから、近隣で適地を探していたところ、本社との位置関係や道路環境、高速道路へのアクセス等が良好である当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達成することができると判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

7 番：5月18日事務局職員と現地確認をしました。当該地は南側が農地、北側及び西側が宅地と資材置場、東側が道路を挟んで農地となっており、その道路沿いに用水路が通っています。出入口設置予定場所の道路幅員が少し狭くなっているため、もう少し北側の幅員が広がっている場所に入出入口を設置した方が周囲への影響は少ないのではないのでしょうか。さらに、大型トラックが出入りすることなので、現況砂利道で軟弱な当該地東側の道路については、北側隣地前面道路に整備されているアスファルト部分の切れたところから、当該地出入口までのトラックが通る部分については、厚めのアスファルトを整備する必要があると考えます。また、周辺農地の地権者に農地転用の整備計画について話を聞いたところ、当該地東側の道路をトラクター等で走行することから、道路や用水路の必要な整備および路上駐車禁止の徹底をしてもらえれば問題ないとのことでした。

事務局：出入口の場所につきましては、当該道路の北側部分に若干勾配があり、そこを出入口にすると車両の出入りの際に、トラックの底が道路に当たる可能性があるため難しいとのことでございます。東側道路沿いの用水路につきましては、農政課指示により出入口部分にボックスカルバート設置することとなっております。東側道路のアスファルト整備につきましては、現在町道路課を含め、設置に向けて代理人と調整しているところでございます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号37号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号38号を朗読)

(説明) 当該地は倉見地区にある農用区域農地の2筆で、現況は畑です。平成25年度に利用権設定され2回目の更新です。期間については5年間で、借り手はトラクターやユンボなどを保有しており当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：事務局職員と現地確認をしました。譲受人は、鉢苗等を生産している農家で、利用権設定された平成25年から現在に至るまで、しっかりと耕作及び管理しているので、問題ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号38号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号39号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮地区にある農用区域農地1筆で、現況は畑です。期間については5年間で、借り手はトラクターや管理機などを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番が欠席のため、近隣地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：5月18日事務局職員と現地確認をしました。当該地は寒川高校の南側に位置し、以前別の借り手が利用権設定していましたが、設定解除となり耕作されていない状況でしたので、新たな借り手が利用権設定されることは好ましいことだと考えます。当借り手は他でも実績がある方なので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号39号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第4、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号40号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号40号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の福岡委員と事務局員で1筆の利用状況確認を行いました。しっかり耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：5月17日事務局職員と現地確認をしました。当該畑全体にじゃがいもが植えられており、農地として利用及び管理されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号について、

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br/> (全員挙手)<br/> 事務局長：総員挙手<br/> 会 長：では総員挙手ですので、議案番号40号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。次に日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号42号から52号の11件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号53号から55号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり11件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり3件それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。<br/> (委員より意見、質問なし)<br/> 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第7、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務状況の公表(案)について、議案番号41号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号41号を説明)<br/> 会 長：事務局より説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。<br/> (3番挙手)<br/> 3 番：農地の集積面積の実績については、何名くらいの方が集積したのですか。また、田、畑の割合はどのくらいですか。</p> <p>事務局：人数につきましては、農業参入法人が2社、認定農業者が2名、認定新規就農者が3名の、合計7経営体でございます。田畑の割合につきましては、田が約3割、畑が約7割でございます。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br/> (全員挙手)<br/> 事務局長：総員挙手<br/> 会 長：では総員挙手ですので、議案番号41号は原案のとおり、公表することといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。<br/> (特になし)<br/> 会 長：では、以上をもって、令和5年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> |
| 資 料 | 1. 令和5年第5回定例総会議案及び位置図   |

議事録署名人

藤井 熏

議事録署名人

福岡 喜輝

本議事録は、令和5年6月26日、承認・署名を得て確定しました。